

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 825 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字遠原 2003 の 1、2003 の 3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 826 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 8 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	玉名郡長洲町大字清源寺字前浜 3027番1地先から	前	30.0 ～ 30.0	23.2	区域編入
		同所 同字 3028番 地先まで	後	30.0 ～ 33.6	23.2	

- 2 区域変更する期日 平成 16 年 8 月 4 日

熊本県告示第 827 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 8 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本浜線	熊本市出仲間一丁目 3 番 地先から	前	6.0 ～ 11.7	546.5	緊 道 整 (交安)
		熊本市出仲間五丁目 497 番 1 地先まで	後	9.8 ～ 15.6	546.5	

2 区域変更する期日 平成 16 年 8 月 4 日

公 告

熊本県公告第 636 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨公告する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	上益城中央（三竹・下寺中灰塚）	平成 14 年 12 月 25 日	平成 15 年 10 月 24 日	熊本県

熊本県公告第 637 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字滴水 338 番地
- 2 築造者の氏名 上田康雄
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字滴水字長浦屋敷 338 番 5、同 338 番 7、同字長浦原 331 番 6 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.20 メートル
- 5 道路の延長 30.53 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 7 月 8 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 12 号

熊本県公告第 638 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市山田字松尾原 1380 番地 2
- 2 築造者の氏名 大山末男
- 3 道路の位置 玉名市山田字松尾原 1361 番 7、同 1361 番 9、同 1380 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.10 メートルまで
- 5 道路の延長 25.85 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 7 月 15 日
- 7 指定番号 玉名景建第 8 号

熊本県公告第 639 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 広島県福山市神村町 3471 番地の 1
- 2 築造者の氏名 西岡芳己

- 3 道路の位置 下益城郡小川町大字新田字東川開 1930 番 1
 4 道路の幅員 4.07 メートル
 5 道路の延長 33.98 メートル
 6 指定年月日 平成 16 年 7 月 22 日
 7 指定番号 宇城景建第 7 号

熊本県公告第 640 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 の規定に基づき、第 33 回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
平成 16 年 10 月 8 日（金）
午前 10 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 802 会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
（1）岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）
（2）岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成 16 年 8 月 16 日（月）から平成 16 年 9 月 24 日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。
なお、郵送による申込みの場合は、9 月 24 日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
（1）業務管理者試験受験願書
（2）履歴書
（3）受験票
（4）写真（手札形とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
（5）受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により 8 千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県商工観光労働部工業振興課 資源班
電話 096 - 383 - 1111 内線 5169

熊本県公告第 641 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づき、この旨公告する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	迫の谷	平成 12 年 1 月 20 日	平成 12 年 3 月 23 日	産山村

熊本県公告第 642 号

天草郡苓北町苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	川 口 光 政	天草郡苓北町年柄 82 番地
就任 監事	吉 村 敏 昭	天草郡苓北町年柄 206 番地 3

熊本県公告第 643 号

次のとおり一般競争入札に付する。